

開始決定通知について

生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 1項、2項 略

- 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。
- 5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。
- 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7項～10項 略

<参 考>

改訂増補『生活保護法の解釈と運用（復刻版）』平成16年2月16日発行

P. 392

第六節 第二十四条（申請による保護の開始及び変更）

(七)「通知」

決定の通知は、保護の実施機関の判断意思の確定内容を申請者に対して伝達するものであるに止まり、通知そのものは所謂純法律行為的行政行為であつて処分ではない。法律効果はあけて法令の規定するところによつて行われた決定処分によつて発生する。従つて、当該通知が到達しなければその保護金品を受領し、消費しえないというのではなく、決定の時ににおいて既に本人に被保護者たる身分が形成され、通知がなくても既に本法上の能力を獲得しているものである。

(10)「一四日以内」

決定通知書に記載されてある日又は発信の日でなく、決定通知書が申請者に了解し得べき状態にある日を終期とする。即ち、期間の計算については本法上別段の規定がないから民法の到達主義の例による。以下、法第五条（指定の辞退及び取消）第一項、法第六四条（都道府県知事に対する不服の申立）等における期間の計算はすべてこの到達主義による。